

議案第47号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月1日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

専 決 处 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第179条第1項の規定により専決処分する。

瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例

令和2年4月30日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之

瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 瑞穂町都市計画税条例（昭和33年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 瑞穂町都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第14項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

第1条による改正

瑞穂町都市計画税条例 新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1から13 略</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から 第22項まで、第24項、第25項、第29項、第3 3項、第37項から第39項まで、第42項から第 44項まで、第47項若しくは第48項、第15条 の<u>2第2項、第15条の3又は第61条</u>の規定の適 用がある各年度分の都市計画税に限り、第2 条第2項中「又は第33項」とあるのは「若し くは第33項又は附則第15条から第15条の3 まで<u>若しくは第61条</u>」とする。</p> <p>15から17 略</p>	<p>附 則</p> <p>1から13 略</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から 第22項まで、第24項、第25項、第29項、第3 3項、第37項から第39項まで、第42項から第 44項まで、第47項若しくは第48項、第15条 の<u>2第2項又は第15条の3</u>の規定の適用があ る各年度分の都市計画税に限り、第2条第2 項中「又は第33項」とあるのは「若しくは 第33項又は附則第15条から第15条の3まで _____」とする。</p> <p>15から17 略</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。</u></p>	

第2条による改正

瑞穂町都市計画税条例 新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1から13 略</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から 第22項まで、第24項、第25項、第29項、第3 項、第37項から第39項まで、第42項から第 44項まで、第47項若しくは第48項、第15条 の2第2項、第15条の3又は<u>第63条</u>の規定の適 用がある各年度分の都市計画税に限り、第2 条第2項中「又は第33項」とあるのは「若し くは第33項又は附則第15条から第15条の3 まで若しくは<u>第63条</u>」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1から13 略</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から 第22項まで、第24項、第25項、第29項、第3 項、第37項から第39項まで、第42項から第 44項まで、第47項若しくは第48項、第15条 の2第2項、第15条の3又は<u>第61条</u>の規定の適 用がある各年度分の都市計画税に限り、第2 条第2項中「又は第33項」とあるのは「若し くは第33項又は附則第15条から第15条の3 まで若しくは<u>第61条</u>」とする。</p>
15から17 略	15から17 略
<p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。</u></p>	